

## 納入品含有禁止化学物質閾値表(RoHS 規制 10 物質及びその他の含有禁止物質)

(株)メルコテクノレックスに納入される生産材について均質材料毎の含有禁止物質の含有閾値を定める。  
本購買規格の発効日以降(株)メルコテクノレックスに納入される生産材において以下に示す閾値を超える規制化学物質の含有及び付着があってはならない。

## (1)RoHS 規制物質(RoHS 規制 10 物質)

含有禁止物質	対象用途	閾値	免除用途
カドミウム及びその化合物	包装材料、 包装用部品	Cd,Pb,Hg,Cr+6 の総量 0.01wt%(100ppm)未満	免除用途あり、最新の RoHS 規制 を参照のこと
	その他	0.01wt%(100ppm)未満	
六価クロム化合物	包装材料、 包装用部品	Cd,Pb,Hg,Cr+6 の総量 0.01wt%(100ppm)未満	なし
	その他	0.1wt%(1000ppm)未満	
鉛及びその化合物	包装材料、 包装用部品	Cd,Pb,Hg,Cr+6 の総量 0.01wt%(100ppm)未満	免除用途あり、最新の RoHS 規制 を参照のこと
	熱硬化性/熱可塑性 樹脂で被覆された電 線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の Pb の 0.03wt%(300ppm)未満	
	その他	0.1wt%(1000ppm)未満	
水銀及びその化合物	包装材料、 包装用部品	Cd,Pb,Hg,Cr+6 の総量 0.01wt%(100ppm)未満	
	その他	0.1wt%(1000ppm)未満	
ポリ臭化ビフェニル類(PBB)	全て	0.1wt%(1000ppm)未満	なし
ポリ臭化ビフェニルエーテル類 (PBDE)	全て	0.1wt%(1000ppm)未満	なし
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	全て	0.1wt%(1000ppm)未満	なし
ジイソブチル=フタラート (DIBP)	全て	0.1wt%(1000ppm)未満	なし
ジブチルフタラート(DBP)	全て	0.1wt%(1000ppm)未満	なし
ベンジル=ブタン-1-イル= フタラート(BBP)	全て	0.1wt%(1000ppm)未満	なし

**(2)その他の含有、付着、使用禁止物質**

下記の管理レベル対象法規のレベル I 表に記載の物質

## 管理レベル対象法規

## レベル I

No.	対象物質（詳細は対象法規を参照）
1	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 第1種特定化学物質（製造・使用・輸入禁止）
2	労働安全衛生法（安衛法）法第55条（製造の禁止）
3	オゾン層保護法（製造の規制、排出の抑制）
4	水質汚濁防止法 当社自主規制（施行令第2条 九から十八に定めるもの）
5	海外法規（※）
6	POPs 条約により化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 第1種特定化学物質（製造・使用・輸入禁止）に追加が公表された物質

※・・・海外法令は、製品が上市される国、及び地域の化学物質に係る法令を適用する

- 注1) 顧客要求により一部物品について本表よりも厳しい要求をする場合がある。
- 注2) 「生産材」とは素材、部品の他表示用材、防錆剤、潤滑剤等製品生産のために供される全ての物品を言う。
- 注3) 「均質材料」とは機械的に分離できない材料単位を指す。(例：母材、メッキ層、塗層等)
- 注4) 本規格は国内外の法規等の改制により変更することがある。更新については当社ホームページ等で確認すること。
- 注5) 本表未記載の特定化学物質の含有についても、PRTR 法、公害防止法、WEEE 等国内外の法規に従い適切な管理・表示・届け出を行なうこと。